

第七十回
帝國議會
貴族院

地方鐵道補助法中改正法律案特別委員會議事速記録第二號

昭和十二年三月二十六日(金曜日)午後三時八分開會

○委員長(公爵岩倉具榮君) ソレデハ引續

キ委員會ヲ開キマス、外ニ御質問ゴザイマセスカ……只今鐵道大臣が御見エニナリマシタカラ、御質問ガゴザイマシタラ御願ヒ致シマス

○風間八左衛門君 大臣ガ折角御出デニナ

リマシタノデスカラ、此ノ委員會デ色々質問致シテ居リマスコトニ付テハ、今マデ大臣ガ御多忙ヲ殆ド御出席ガアリマセヌデシタシ、次官モ御出席ガナカツヤウデアリマシテ、大體局長ノ御答辯ガアツノデアリマスカラ、今之ヲ再ビ繰返シマスコトハ時間ノ關係上避ケタイト思ヒマス、ソコデ今マデノ局長ノ答辯ニ對シマシテハ、大臣ハ矢張り同ジヤウナ御考ヲ御持チニナツテ居ル、ト斯ウ見テ差支ナイノデアリマスガ、局長ノ答辯ハ、ドウモ大臣ノ御自分ノ考ト違ッテ居ルト云フヤウナコトガ後ニナイヤウニ致シタイト思ヒマス

○國務大臣(佐々木幸次郎君) 誠ニ多忙ノ爲ニ出席致スコトガ出来マセヌノデ、此ノ點ハ謹ンデ御詫ビ致シマス、局長ハ政府委員ト

シテ大臣ノ代リニ御答辯申上ゲタノデ、局長ノ答辯致シタモノハ私ニ於テ責任ヲ持チマス

○風間八左衛門君 他ニ此ノ只今ノ二案ニ付キマシテ、直接ニ大臣ニ御質疑ニナルヤウナコトガアリマスレバ私ハ差控ヘテ、之ニ關聯致シマシテ、御差支ナケレバチョット御質問ヲ致シテ見タイト思ヒマス

○子爵秋元春朝君 チョット之ニ關聯シテ極

ク簡單ナコトデスカラ、無理ニ大臣カラノ御答辯デナクモ宜シウゴザイマスガ、御説明ノ中ニ、補助ヲ受ケル會社ノ兼業ニ付テノ御話ガチョットアリマシタガ、其ノ兼業ノ範圍ト云フモノハドウ云フモノヲ謂フノデアリマスガ、私チョット考ヘマスノニ、多分自動車ノ營業ヲヤツテ居ルトカ、又ハ「デパート」ノ兼業ヲヤツテ居ルトカ、或ハ又土地ガ何カ餘分ガアレバ、ソレヲ分譲シテ利益ヲ得ルト云フヤウナ、其ノ廣イ範圍マデノ兼業ドラウト思フノデアリマスガ、其ノ範圍ニ付テノ御答ヲ願ヒタイト思ヒマス

○政府委員(前田權吉君) 兼業ヲ補助法ノ施行令ニ關係致シマシテ規定致シマスル關係上、昨日御説明申上ゲタノデアリマスガ、

此ノ場合兼業ト申シマスコトハ、只今秋元子爵ノ仰セラレマシタヤウニ、普通ニハ「デパート」デアリマスツカ、自動車デアリマストカ、稀ニハ山林ヲヤツテ居ルモノモアリマス、ソレ等總テノ業務ヲ營業トシテ鐵道會社ガ兼業テ居リマスル場合ヲ總テ含ム積リデアリマス

○子爵秋元春朝君 今ノニ關聯シテ、極ク

是モ小サイコトデアリマスケレドモ、昨日來ノ御答辯ノ中ニ、兼業カラ生ズル利益、之ヲモ加算スルト云フヤウナ御言葉ガアツタヤウニ思ヒマスガ、若シ兼業カラ生ズル利益ノ無イ場合、缺損ニナツテ居ル其ノ額ト云フモノハドウ云フ風ナ御取扱ニナリマスカ、ソレニ付テノ御答辯ヲ願ヒマス

○政府委員(前田權吉君) 兼業云々ト申シマ

スコトハ、補助ヲ受ケル資格ト申シマスカ、消極的ノ兼業ヲ設ケマス際ニ、業績ガ相當良クテ、五分トカ六分トカノ配當ヲ常ニ致シテ居ル會社ヲ除外シヨウ、斯ウ云フ場合ニ其ノ業績ハ兼業者モ含メル、斯ウ云フ意味デ兼業ガ關係ヲ有ッテ來ル譯デアリマスガ、補助金ノ計算ヲ致シマスル場合ニハ、兼業ニ依リマシテ利益ヲ生ジマシテモ、或

ハ損失ヲ招イテ居リマシテモ、ドチラニ致シマシテモ、本業デアリマス地方鐵道事業ノ成績ニ依リマシテ計算ヲ致スコトニ致ス積リデ居リマス

○子爵秋元春朝君 其ノ缺損ノ方ハ全然御覽ニナラス、ト斯ウ解釋シテ宜シウゴザイマスガ

○政府委員(前田權吉君) 左様デアリマス

○委員長(公爵岩倉具榮君) 外ニ御質問ゴザイマセスカ

○風間八左衛門君 只今申上ゲマシタヤウ

ニ、外ニ御質問ガナケレバ御願ヒ致シタイト思ヒマスガ、宜シウゴザイマスガ

○委員長(公爵岩倉具榮君) 宜シウゴザイ

マス
○風間八左衛門君 此ノ地方鐵道ガ段々自動車ノ發達ニ依リマシテ、引合ハナイト申シマスガ、鐵道ヲ敷設致シマシタヨリモ、自動車デ、其ノ鐵道ト同ジヤウナ事柄即チ鐵道ニ代行スベキヤウナコトヲ致スコトガ段々行ハレテ來テ居ル、即チ道路モ良クナツテ參ッテ居ル、今日ノ省營「バス」、民營「バス」共ニ交通上ノ相當ナ役割ヲ持ッテ居ル、ト斯ウ見テ宜イト存ズルノデアリマス、左

様致シマシテ、鐵道ノ方ニハ補助トカ何ト
カト云フヤウナ方法モアッテ、成リ立ツヤウ
ナ風ニ、簡單デハアリマスガ、又保護モナ
サル、斯ウ云フ風ナコトニナッテ居リマス、
然ルニ「バス」ノ方ハ、段々車ノ方ノ値段モ
上ッテ參リマスシ、又「ガソリン」モ、國家ノ
上カラ見マシテ、燃料國策ト申シマスカ、
此ノ點カラ値上リヲ致スコトモ已ムヲ得ヌ
コトト思フノデアリマス、斯様致シマス
ト、此ノ自動車業ノ一般カラ見マス、ガ
ソリンノ消費ニ對シマシテハ、假ニ俗ニ
申シマス則「タク」ナドト申シマスレバ、是
ハ現在デハ駐車制度ナドモ段々設ケマシ
テ、空車「マイル」ヲ減シテ居ル「從ッテ」ガソ
リンノ消費モ少クナル爲ニ、値上リヲ「カ
ブ」スルト云フヤウナ風ノ方法モ執レ
ルノデス、然ルニ「バス」ノ方ハ、鐵道省ノ
許可ヲ得マシテ、一定ノ路線ヲ一定ノ時間
ニ運行シテ居ル、此ノ地方ノ交通上公共的
ニ矢張り盡シテ居ル、斯ウ云フヤウナ立場
カラ、此ノ「ガソリン」ノ消費ヲ減ズルト云
フヤウナ方法ガソコニ無イノデアリマス、
之ニ對シマシテ幸ヒ鐵道大臣ガ商工大臣ヲ
モ御兼務ニナッテ居リマスルカラ、兩面カラ
御覽ニナッテ、扱テ「バス」ダケノ使フ「ガソ
リン」ヲ特ニ安クシテヤル、斯ウ云フ方法ハ

ナカ／＼ムツカシイコトト思フノデスガ、
又商工省ニ於テハ、國產ノ自動車ヲ御獎勵
ニナッテ居ル、ダカラ「バス」業者ニハ國產
ノ自動車ヲ出來ルダケ使ハス、ソレニハ補
助ヲヤルトカ、或ハ各地方、各府縣ニ於テ
相當「バス」ニハ稅ヲ重ク負擔サセテ居ル
ガ、斯ウ云フモノハ交通上相當ノ役割ヲ持ッ
テ居ル、即チ使命ニ對シテ公益的デアルカ
ラシテ、税金ヲ非常ニ安クスルトカ、何ト
カト云フヤウナ風ニ之ヲ間接、或ハ直接ニ
保護ト申シマスカ、援助ト申シマスカ、何
カソコニ名案ヲ御考ニナッテ居ルヤウナコ
トハナイデアリマセウカ、此ノ機會ニ伺ヒ
得レバ仕合せト思ヒマス

○國務大臣(伍堂卓雄君) 誠ニ御尤ナ御質

疑デゴザイマス、燃料國策ノ見地カラ人造
石油事業ナドガ勃興シテ參リマス、相當期
間ハ天然ニ比ベテ「コスト」ガ高ク付クノデ
アリマスガ、之ニ對シマシテハ政府ハ單ニ
關稅ヲ引上ゲルコトニ依ッテ、自動車營業者
ニ苦痛ヲ與ヘルコトハ出來ルダケ避ケタイ
ト思ヒマス、ソレデ此ノ人造揮發油、ソレ
カラ天然揮發油トノ差額ヲ原則トシテ相當
期間ニ互ッテ補助スルコトニ致シテ居リマ
ス、人造石油ハ約七八年後ニハ其ノ生産費
ガ天然揮發油ト申シマスカ、要スルニ市價

ト殆ド同ジ位ニ行ク豫定デアリマス、其ノ
期間補助スル爲ニ約一億圓ノ助成ヲシナケ
レバナラスコトニナッテ居リマス、ソコデ一方
ニ於キマシテハ「バス」以外ノ「タクシー」ナド
ニ對シマシテハ商工省省內ニ自動車營業改善
委員會ト云フモノヲ設ケマシテ、ソレ／＼

専門家モ入レマシテ營業方法ヲ改善シ、合理
的ノ經營ヲヤル、色々サウ云ツタヤウナコト
モ研究ヲサレテ居リマシテ、適當ナモノハ
具體化サレテ行クコトニナッテ居リマス、今

御話ノ「バス」ハ「タクシー」ト違ヒマシテ、御
話ノ通り一定ノ距離ヲ一定時間必ズ走ラナ
ケレバナリマセヌ、御客ノアルナシニ拘ラ
ズ……デアリマスカラ一層困難ナ立場ニア
ルモノト考ヘルノデアリマス、之ニ對シテ

御話ノヤウナ其ノ他ノ關係ノ稅ヲ調整スル
ト云フコトモ一ツノ有力ナ手段トナルノデ
アリマシテ、斯様ナコトハ「ヨーロッパ」方面
デ實行シテ居ルノデアリマス、例ヘバ「ド

イツ」デハ輸入稅ハ三十何割モ取ッテ居リマ
シテ、非常ニガ高イ「ガソリン」ヲ使フノデ
アリマスガ、一方ニ於テ税金ヲ全免スルト
カ、或ハ減ズルトカ云フヤウナ方法ヲ執ッ

テ居リマス、是等ノ點ニ付キマシテハ事內
務省ニ關係ガアリマスノデ、內務當局ト能
ク協議ヲ致シマシテ適當ナ處置ヲ執リタイ

ト思ヒマス

○風間八左衛門君 只今大臣カラ非常ニ御
同情アル御答辯ヲ得マシテ私ハ是デ質問ヲ
打切りマス

○委員長(公爵若倉員榮君) 外ニ御質問ハ
ゴザイマセヌカ……御質問ナケレバ質問ヲ
打切りマシテ是ヨリ討論ニ入りタイト思ヒ
マス、御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(公爵若倉員榮君) ソレデハ是ヨ
リ討論ニ入りマス、兩案ヲ一括シテ議題ニ
附シマス

○子爵秋元春朝君 私ハ本案ニ賛成ノ意ヲ
表スル者デアリマス、補助金ノ高ノ算出ニ
付テハ多少私モ異議ヲ持ッテ居ルノデアリ
マスガ、併シ此ノ改正案ハ十二年一月一日

ヲ以テ打切ラレル補助申請ガ尙五箇年モ延
ビルト云フヤウナル恩典モアリマスシ、尙
其ノ他ノ點ニ付キマシテモ餘程良イ點ガ澤
山アルト考ヘマスカラ、本案ニ賛成ヲ致シ
マス

○風間八左衛門君 原案ニ賛成致シマス

○松本勝太郎君 私モ兩案トモ賛成スルノ
デアリマス、唯茲ニ一言希望ヲ述べテ置キ
タイト存ジマスルノハ、今回ノ補助ニ付キ
マシテ、誠ニ今日ノ地方鐵道、軌道ノ如キ

私設ノ會社ハ世ノ進運ニ伴ヒマシテ、逆ニ非常ニ逆境ノ地位ニ立ッテ居ルノデアリマス、誠ニ悲慘ナル狀態デアルノデアリマスルノデ、此ノ補助金ノ如キモ有效ニ之ヲ御處置アルコトヲ希望スルト同時ニ、昨日以來御尋ヲ致シマシタ中ニモ申上ゲマシタ如ク、尙物質以外ノ精神方面ト申シマスルカ、精神的ト申シマスルカ、今日法規ニ依ッテ御監督ヲナサリ、又相當ノ保護ノ御精神モ御持チニナッテ居ルコトト思ヒマスルケレドモガ、一層是ノ點ニ御留意アリマシテ、此ノ上トモ特別ニ御扱ノ上ニ私設ノ鐵道、軌道ト云フヤウナモノニ向ヒマシテ、一層ノ御保護アリマスルコトヲ希望致シマシテ、贊成致シマス次第デアリマス

○委員長(公爵岩倉具榮君) 兩案ノ採決ヲ致シマス、兩案ヲ可決スルコトニ御異議ハゴザイマセスカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(公爵岩倉具榮君) 全會一致ト認メマス、兩案ヲ可決スルコトニ致シマシタ、ソレデハ之ニテ委員會ヲ閉ヂマス

午後三時二十九分散會

出席者左ノ如シ

委員長 公爵岩倉 具榮君
副委員長 子爵秋元 春朝君

委員

公爵島津 忠承君	國務大臣
伯爵酒井 忠克君	商工大臣兼鐵道大臣 伍堂 卓雄君
男爵大井 成元君	政府委員
子爵井上 勝純君	鐵道次官 喜安健次郎君
子爵舟橋 清賢君	鐵道省監督局長 前田 穰君
坂西利八郎君	鐵道省建設局長 河原 直文君
男爵飯田精太郎君	
男爵大藏 公望君	
青木 周三君	
松本勝太郎君	
風間八左衛門君	

昭和十二年三月二十七日印刷

昭和十二年三月二十八日發行

貴族院事務局

印刷者 內閣印刷局